

議員の皆様方、おはようございます。
本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第 166 号から議第 175 号までは、いずれも給与改定に係るものでございまして、去る 10 月 17 日に人事委員会から職員の給与等に関する勧告を受けましたことなどから、これを踏まえ、予算の補正および条例の改正を行おうとするものでございます。

まず、予算の補正に関してでございますが、
議第 166 号は一般会計予算を、
議第 167 号および議第 168 号は特別会計予算を、
また、議第 169 号から議第 171 号までは企業会計予算について、それぞれ所要の調整を行おうとするものでございます。

議第 172 号から議第 175 号までは、条例案件でございます。

議第 172 号は、特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

議第 173 号および議第 175 号は、職員および公立学校職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等を改定しようとするものでございます。

議第 174 号は、病院事業職員の扶養手当の支給範囲を見直そうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。